

千葉県次世代自動車インフラ導入費補助金 Q&A

令和5年7月11日時点

1 申請期間等について

	質問	回答
1	申請受付期間はいつまでか。	申請受付期間は令和5年12月28日までになります。
2	申請はどのタイミングで行えばいいか。	契約（発注含む）・着工前に「交付申請書」を提出してください。 申請の流れの詳細については、募集要領7ページを参照してください。
3	申請受付期間内に受付を終了する可能性はあるのか。	申請受付期間内であっても、予算が無くなり次第受付終了となります。申請状況等を踏まえ、予算上限に達する見込みになりましたら、県HP等でお知らせいたします。
4	補助事業は来年度も実施するのか。	来年度については、現在のところ未定となっております。

2 補助対象者について

	質問	回答
1	中小企業者の規模について、募集要領の表1に記載のある資本金の額と従業員の数の双方の基準を満たす必要があるか。	資本金の額（出資の総額）又は常時使用する従業員のいずれか一方の基準を満たしていれば補助対象者となります。
2	交付要綱第2条第2項第8号に書かれている「公益法人」はどのような団体が対象か。	法人税法別表第2に定める公益法人等で従業員数が300人以下の団体が対象です。（社会福祉法人や学校法人、商工会議所等が列举されています。）
3	個人事業主はどのような方が対象か。	個人事業主として開業届の提出や個人事業税の納付を行っている方を想定しています。
4	開業届を提出していない農業従事者などは対象外か。	事業所得について確定申告を行っていることが確認できれば対象です。 申請の際に確定申告書B及び青色申告書決算書（白色申告者については収支内訳書）を提出いただきます。
5	創業者はどのような者が対象か。	産業競争力強化法第29条第1号又は第3号で定める方が対象です。 具体的には、 ・1か月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する方 ・2か月以内に新たに会社を設立し、新たに設立された会社が事業を開始する具体的な計画を有する方が対象です。 この場合、申請時には当該具体的な計画が分かる創業計画書を提出いただく必要があります。 また、実績報告時に登記事項証明書（履歴事項全部証明書）のほか、事業を開始したことが分かる書類を提出いただきます。

6	中小企業等の要件になっている資本金の額や従業員数は、各事業所で見ればよいのか。	企業全体の資本金の額や従業員数を御確認ください。
7	募集要領の表1に記載されていない業種の場合、資本金等の基準はどのように判断すればよいのか。	はじめに交付要綱の第2条第2項各号を御確認いただき、当該規定にも該当しない業種については、募集要領の表1①の「など」に含まれるものとして資本金等の要件該当性を確認してください。
8	本店が県外で、支店が県内にある。当該支店において補助対象事業を実施したいが、対象か。	補助対象事業を実施する事業所が県内にあれば、本店の所在地にかかわらず対象です。
9	リース契約で設備を導入する場合、補助対象者はリース会社か設備の貸与先の事業者か。	リース会社が補助対象者となります。貸与先の事業者が中小企業等であり、千葉県内で事業活動を営んでいることが要件になります。 また、貸与先の利用者（契約者）のリース料金に補助金相当の値下がり反映されている必要があります。

3 補助対象事業について

	質問	回答
1	電気自動車等の車両の購入は補助対象ではないのか。	本補助事業では、車両本体の購入は補助対象ではありません。県が別に実施している「千葉県地域交通等次世代自動車導入促進補助金」では、地域交通等事業者を対象として、車両の購入の補助を行っています。これ以外の電気自動車等の車両購入については、国や市町村が行っている補助金等をご確認ください。
2	経済産業省が行っているクリーンエネルギー自動車（CEV）普及インフラ補助金と併用はできるのか。	経済産業省と県の補助要件をそれぞれ満たしていれば、併用可能です。経済産業省の補助制度の詳細については、一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページ（ https://www.cev-pc.or.jp/ ）をご覧ください。 また、同じ設備等に対して、県の他の補助金との併用はできません。 リースの場合は、リース料金に補助金分の値下がり反映させなくてはならないので、見積りに反映させてください。
3	国の補助を受けていることが要件になるのか。	次世代自動車インフラ導入費補助金については、国の補助を受けているかどうかは、要件になっていません。
4	設置工事費は補助対象となるのか。	設置工事費は補助対象にはなりません。
5	蓄電池について、「自ら設置する又は設置した再生可能エネルギー供給設備で発電した電力を蓄電する設備の設置」とあるが、再生可能エネルギー供給設備の設置者と蓄電池の設置者が異なる場合は、補助対象とならないか。	PPA方式やリースにより太陽光発電設備等の再生可能エネルギー供給設備を設置している（又は設置予定である）場合は、補助対象者とPPA事業者（もしくはリース事業者）が契約を結んで当該供給設備を設置していれば（または設置予定であれば）、補助要件を満たしているものとみなします（契約を確認できる書類を添付してください）。

6	蓄電池について、小売電気事業者から供給を受けた（購入した）電力を蓄電する場合は、補助対象とならないのか。	補助事業内容として、自らが設置する又は設置した再生可能エネルギー供給設備で発電した電力を蓄電する設備としているため、小売電気事業者から供給を受けた（購入した）電力のみを蓄電する場合は、補助対象となりません。
7	V2H、外部給電器の設置について、導入する車両がリースでは補助対象にならないのか。	導入する電気自動車等がリースでも、V2H、外部給電器の購入費は補助対象です。
8	既に設置した設備は対象にはならないのか。	対象になりません。補助対象事業の工事着手前（契約・発注等をしていない状態）であることが必要です。

4 補助上限額について

	質問	回答
1	複数の対象設備の導入を考えているが、その場合の補助上限はどうなるのか。	補助額は1設備あたり機器購入費の10分の1以内で、補助上限額が25万円です。例えば、対象機器を3台導入すると、全ての機器が上限一杯まで補助される場合、25万円×3台＝75万円になります。

5 補助額等について

	質問	回答
1	出精値引きや調整値引きなど、内訳が明確でない値引きがある場合、どのように申請額を計算すればよいか。	対象経費は機器購入費であるため、設備費及び機器を構成するために必要な付属品からの値引き額を差し引いてください。

6 申請書類について

	質問	回答
1	今年度に事業を開始したばかりで、法人の納税証明や決算書の提出が難しい場合、申請することは出来ないのか。	事業を開始したばかりなどの理由により納税証明書等の発行が受けられない場合は、税金の滞納がないことを示す書類として個人の完納証明書及び事業の収支状況が分かる書類として収支計画書や収支報告書などを提出ください。
2	納税証明書は何を提出すればよいか。	<p>県税に滞納がないことを確認させていただきたいので、以下の納税証明書を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合：法人県民税及び法人事業税に未納がないことの証明書（完納証明書でも可） ・個人事業主の場合：個人県民税及び個人事業税に未納がないことの証明書（完納証明書でも可） <p>※県税事務所へ提出する「交付請求書」の「証明事項」の欄の「県税に未納がないこと」の項目内の「特定の税目」の括弧内にそれぞれ法人県民税、法人事業税又は個人事業税と記入いただき申請してください。</p> <p>※個人県民税は市町村の取り扱いです。納税証明書についても市町村窓口で発行を受けてください。</p>
3	納税証明書はどこで取得すればよいか。	<p>法人県民税、法人事業税及び個人事業税については、事業所の所在地を所管する県税事務所に発行を申請してください。</p> <p>個人県民税は、住所地の市町村窓口で発行を申請してください。</p>
4	割賦契約等による場合、実績報告時に決算証拠書類としてどのような書類を提出すればよいか。	<p>領収書等に代わり、全額支払いの手続きが完了していることを証する書類（当該支払い方式を合意したことが明記されており、申請者が契約者となっている契約書等）を添付してください。</p> <p>なお、別途提出いただくこととなっている契約書の中に上述の記載が明記されている場合は、契約書のみでの提出で結構です。</p>
5	見積書について、代表者印等の押印は必要か。	第1号様式（申請書）に記載のとおり、代表者印等が押印されている見積書の写しをご提出ください（押印された見積書原本の提出は不要です）。
6	原本の提出が必要となる書類はあるか。	<p>ありません。全ての書類について、電子データまたは写しでの提出が可能です。</p> <p>見積書や登記事項証明書などの原本の提出を妨げるものではありませんが、提出された書類は返却いたしません。</p>
7	交付申請書等の差出人欄（法人名称や所在地等）は本社の所在地等を記載すればよいか。補助金申請を行う事業所の所在地等を記載すればよいか。	<p>法人の代表者様に申請等を行っていただく必要があります。</p> <p>そのため、申請を受ける事業所とは別に本社等がある場合におかれましては、本社等の所在地や名称、代表者を記入ください。</p>

7 申請回数等について

	質問	回答
1	複数の設備を異なるタイミングで導入する場合、その都度、申請を行えばよいか。	申請回数に制限はありませんので、その都度、申請してかまいません。まとめて申請することも可能です。

8 太陽光発電設備の併設について

	質問	回答
1	申請の要件に「設備を導入する事務所または事業所に太陽光発電設備を設置していること」とあるが、申請時に設置が完了している必要があるか。	原則として、事業完了（※）までに太陽光発電設備が設置されていることが必要です。ただし、発注は済んでいるが納期の遅れ等の理由から事業完了までに設置できない場合など、趣旨を逸脱しない場合は認める場合がありますので、県に申し出て承認を受けてください。 ※事業完了とは、県に実績報告書を提出する時期をさします
2	太陽光発電設備の要件はあるか。	定置型の太陽光発電設備として事業所等で設置工事が行われた（行われる）ものであり、事業所等において使用される電気系統に接続されている必要があります（設置する充電器等のみに接続されている場合も可）。なお、新設・既設及びその出力等の規模は問いません。
3	太陽光発電設備の導入について、何か補助金はあるか。	国や市町村が行っている可能性はありますので、ご確認ください。

9 事業スケジュールについて

	質問	回答
1	実績報告書の提出期限はいつか。	交付決定後、工事完了及び支払い完了したときに提出する実績報告書の最終提出期限は令和6年3月8日までになります。工事完了かつ支払い完了後は、最終期限前であっても、速やかに（概ね30日以内）提出してください。
2	ウクライナ情勢等の影響により、実績報告書提出期限までに設置が完了しないおそれがある。提出期限を過ぎた場合、交付金を受けることは出来なくなるのか。	期限までに事業が完了することができないと見込まれるときは速やかに「遅延報告書」を提出してください。やむを得ない理由による遅延の場合は延長の対象となることがあります。